

■学位論文に係る評価基準  
詳細は本学規程によります。

項目	修士
学位授与	<p>【大学院学則】</p> <p>第9条 本学大学院修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査および最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当該修士課程または当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。</p> <p>第11条 修士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。</p>
申請方法	<p>【学位規程】</p> <p>(修士の学位授与の申請)</p> <p>第7条 学位授与申請書に修士学位論文3部を添えて研究科委員会に申請するものとする。</p>
申請の条件	<p>【学位規程】</p> <p>第8条 博士前期課程の在学者で既に所定の単位を修得した者、または論文審査終了までに所定の単位を修得し得ると認められた者に限る。</p> <p>第9条 修士学位論文を提出しようとするときは、論文の題目とその研究計画についてあらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。</p>
審査委員体制	<p>【学位規程】</p> <p>第10条 審査および最終試験は、研究科委員会が選出する審査委員が行う。</p> <p>2. 審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上を副査として加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を副査に加えることができる。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 第2項にかかわらず、研究科委員会の承認があれば、特定課題についての研究の成果の審査を主査のみで行うことができる。</p>
審査方法	<p>【学位規程】</p> <p>第11条 修士学位論文の審査および最終試験は、前条の審査委員が行う。</p> <p>2 最終試験は、学位論文を中心として試問の方法によって行う。</p>

項目	修士
審査評価項目	<p>【経営学研究科修士学位論文の審査及び最終試験に関する内規】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本内規は、大阪経済大学大学院経営学研究科履修規程8条1項の課程修了要件に係る評価及び修了の認定に関する基準並びに修士学位論文の形式等を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本内規において修士学位論文とは、大学院学則第9条第1項に定める「修士論文」又は同条第2項の定める「特定の課題についての研究の成果」を指す。</p> <p>(修士学位論文の審査基準)</p> <p>第3条 修士学位論文の審査に際しては、次条に掲げる諸項目を総合的に考慮し、学位論文として一定の水準に達成していると認められるものを合格とする。</p> <p>(評価項目)</p> <p>第4条 修士学位論文の審査に際しては、次に掲げる事項を評価項目とする。審査評価基準については別途定める*。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.研究主題の設定及び意義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究主題として問題設定が明確に行われ、学術的又は実務的な意義を有している。</li> </ul> </li> <li>2.研究方法の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究主題を探求するために適切な方法が採用されている。</li> <li>・研究主題を探求するために必要な調査がある場合には、これを実施・検証した上で適切な分析・考察がなされている。</li> </ul> </li> <li>3.先行研究の把握及び評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行研究を適切に収集・整理し、評価が行われている。</li> </ul> </li> <li>4.独創性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行研究では提示されてこなかった新しい知見を提示し、その論証に成功している。</li> </ul> </li> <li>5.記述の体裁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・論証に必要な章立てや論理構成が組まれている。</li> <li>・論理構成に矛盾点がない。</li> <li>・語句の使い方、文章表現、図表作成、引用方法、文献一覧提示が適切・適正である。</li> </ul> </li> <li>6.基本的能力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマポリシーに示されている基本的能力及び方向性が窺える。</li> </ul> </li> </ol> <p>(形式的要件)</p> <p>第5条 修士学位論文は履修規程16条乃至19条に定める手続きに従うほか、次の形式的要件を具備する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.字数 <ul style="list-style-type: none"> <li>4万字程度(目次・図表・脚注・文献目録は含まない)を標準とする。ただし、特定の課題についての研究の成果は2万字程度(目次・図表・脚注・文献目録を含む)を標準として作成することができる。</li> </ul> </li> <li>2.言語 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語で作成する。ただし、研究分野の性質上必要な場合には、経営学研究科委員会の許可を得て、他言語で作成することができる。</li> </ul> </li> <li>3.添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文については、2千字程度の概要を示した文書を添付する。</li> </ul> </li> </ol> <p>(最終試験の方法及び審査基準等)</p> <p>第6条 修士学位論文の最終試験は、学位規程10条乃至13条に定めるところに従うほか、本条の定めによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 最終試験の実施方法として学位規程11条2項が定める試問は発表及び質疑応答によって行う。</li> <li>3 最終試験の評価項目及び審査基準は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発表に必要な資料が適切に準備されている。</li> <li>(2) 発表のために採用した方法が適切である。</li> <li>(3) 発表態度に特段の問題がない。</li> <li>(4) 修士学位論文の内容が発表において明瞭に示されている。</li> <li>(5) 質疑に対する的確に回答できている。</li> </ol> </li> </ol>

項目	修士
審査評価基準	<p>【「修士論文」および「特定の課題についての研究の成果」の審査評価基準に関する申し合わせ】</p> <p>(目的)  経営学研究科においては、「修士論文」および「特定の課題についての研究の成果」について、指向性の違いから以下の特徴に応じて区分することとする。  ただし、審査論文が、経営学・法学など学際的であることを鑑み、理論性と実践性の判断については、研究指導担当教員の判断に委ねる。  各特徴は主要な判断に係る基準であり、全項目に合致することを要求するものでなく、あくまで指導教員が判断する際の着眼点として挙げたものである。</p> <p>(審査評価基準)</p> <p>修士論文[学术界へ向けた理論性を指向]  《学術的研究論文》  ※ 理論的・実証的・方法論的研究、基礎・応用研究、定量的・定性的研究をまとめた、学術的価値あるいは応用的価値があり、独創性のある研究論文。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門的学術的サーベイの厳密さを重視したもの。</li> <li>2. データや資料の分析方法や統計的処理等が適切に行われているもの。</li> <li>3. 先行研究への論及と評価がなされており、文献に基づく考察が適切に行われているもの。</li> <li>4. 学術論文としての作成技法がみられるもの(論文構成、注記・引用文献等)。</li> <li>5. 研究課題の系統的・網羅的把握と比較分析がなされたもの。</li> <li>6. 知見・結果・論理内容・展開における学術的な独自性が見られるもの。</li> </ol> <p>特定課題についての研究[実務界へ向けた実践性を指向]  《資料的価値のある研究成果または事業報告等による実践的・実学的研究成果》  ※ 既存の研究成果に対する追加・吟味、新事実の発見、興味ある観察・事例報告、またはシステムや方法に関する研究成果、または現場等における活動の実際を報告する事例研究やフィールドワーク等の実践的・実学的成果。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人の実務・実績に係る事例研究や、特定の企業事例・計画に関する課題を検討するなど実践的活動の現状を中心としたもの。</li> <li>2. 学術的な独自性は必ずしも必要としないが、自らの実践をふまえたインパクトを与えるもの。</li> <li>3. 文献に基づく理論的考察は必ずしも必要としないが、新規の発見事項や当該事例の重要性、現実的な課題についての解決策や提言を、論理的に明示することが望ましい。</li> </ol>

\*【「修士論文」および「特定の課題についての研究の成果」の審査評価基準に関する申し合わせ】のとおり